

地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務
公募型企画競争提案説明書

1 業務名

地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務

2 業務の概要

(1) 業務の目的及び業務内容等

地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務委託仕様書(別添1)のとおり

(2) 告示日

令和 7 年 6 月 23 日(月)

(3) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日(土)

(4) 予算規模

39,880,000 円以内(消費税及び地方消費税の額を含む)

≪各年度内訳≫

- 令和7年度:6,646,690 円(税込)以内
- 令和8年度:13,293,324 円(税込)以内
- 令和9年度:13,293,324 円(税込)以内
- 令和 10 年度:6,646,662 円(税込)以内

※なお、本業務について、上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定価格を示すものではない。契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(5) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

3 企画提案を求める事項

企画提案書は仕様書(別添1)及び審査基準表(別添2)に基づき、以下の内容について作成すること。

(1) データ放送の画面イメージ・階層

・利用者が必要な情報に到達しやすく、利用しやすいように、各階層の振り分け方法やジャンルの掲載順序を再構成し、データ放送画面の各階層の画面イメージを示すこと。

(2) 業務実施体制・スケジュール

・業務の実施体制及び、契約締結後の開発から運用までのスケジュールを示すこと(PR

期間も含む)。また、データ放送に関連する主な業務実績を示すこと(様式2を使用。必要事項が記載されていれば、任意の様式でも構わない)。なお、やむを得ず開発に時間を要し、本放送の開始予定日である令和7年10月1日(水)に間に合わない場合は、本放送の開始予定日を1カ月程度後ろ倒しすることについて相談に応じる。その場合は、2(4)で示す令和7年度の金額から1カ月相当分の運用費を差し引くことについて、別途委託者と相談することとする。

(3) 広報・利用促進

- ・データ放送を開始する前後の期間における市民への周知方法を示すこと。また、データ放送開始後に利用者の増加や利用頻度、認知度を上げるための独自提案があれば示すこと。
- ・定期的に検証を行い、運用後に利用者の声を反映する手法についても示すこと。
- ・利便性の向上に資する、独自の追加機能などがある場合はそれを示すこと。

(4) 追加提案

- ・契約期間中に、データ放送上でチャンネルのカラーボタンなどを用いて利用者に市政に関するアンケートを複数回行い、参加してもらう独自の追加機能を示すこと。また、本機能を用いて得た結果は、集約を行い本市に報告する仕組みとすること。なお、本機能を追加するに当たって必要な経費については、2(4)で示す予算規模とは別に計上して示すこと。

4 参加手続きに関する事項

(1) 提出資料等

ア 企画提案書(自由様式) 計10部

作成にあたっては、【別添1・2】を熟読すること。

【企画提案書作成にあたっての留意事項】

- ・企画提案書のサイズはA4版とすること。また、表紙をつけ、表題として「地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務」と記載すること。
- ・1部は製本し、社名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印鑑(札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は代表者印)を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること(これを「正本」という)。
- ・正本の表面には「氏名(法人の場合はその名称または商号)業務企画提案書」と記載すること。
- ・印を押さない企画提案書を9部作成すること(これを「副本」という)。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと(ページ番号を記載するなど落丁対策をすること)。
- ・正本を除き、会社名(再委託予定先含む)及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

イ 参加意向申出書(様式1) 1部

- ウ 参考見積書(自由様式) 10 部
見積にかかる内訳を添付すること。

(2) 日程(予定)

- ア 企画提案の公募開始
令和 7 年 6 月 23 日(月)
- イ 質問提出期限
令和 7 年 7 月 3 日(木)
- ウ 参加意向申出書・企画提案書提出
令和 7 年 7 月 16 日(水)
- エ 審査
令和 7 年 7 月 30 日(水)(予定)
- オ 契約締結
令和 7 年 8 月 15 日(金)(予定)

① 質問の受付について

<質問方法>

質問書(様式3)に記載のうえ、電子メールで以下のアドレスに送付すること。件名は、「地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務に関する質問」とすること。なお、電話、ファクスでの質問は受け付けない。

メールアドレス:kohokakari@city.sapporo.jp

<回答方法>

原則として、電子メールにより随時行うとともに、令和 7 年 7 月 8 日(火)17 時まで
にホームページで公開する(質問を行った法人名等は公表しません)。なお、受付期
限までに到着しなかった質問については、回答しない。

② 企画提案書等の提出について

<関係様式の入手方法>

以下のウェブサイトに掲載する。

http://www.city.sapporo.jp/somu/koho/system/data_hoso2025.html

<企画提案書の提出方法>

郵送または持参(土・日・祝日を除く9時から 17 時まで。)とする。電子メール、ファク
スは不可。

<提出先>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局広報部広報課

③ 審査について

<参加資格の確認>

下記5に基づき、業務委託契約の優先交渉団体選定のために設置する、「地上デジタ
ルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務」企画競争実施委員会(以下、
「実施委員会」という。)が参加資格の確認を行う。

<企画提案審査会の実施>

令和 7 年 7 月 30 日(水)に予定している審査会にて、1 企画提案者当たり(提案説明約 15 分、質疑応答約 10 分)を想定し、順次個別に行う。オンライン会議方式(Zoom)での参加も可能とする。希望する場合は、「4 参加手続きに関する事項」(2)ウで定める期間内に申し出ること。なお、企画提案者の一部がオンライン参加する場合、機材の貸出は行わないため、企画提案者において準備すること。時間、会場等の詳細については、企画競争参加者に別途連絡する。なお、事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。追加資料の配布は認めないが、プロジェクターを使用する場合は、事前に連絡をすること。

<決定方法>

審査終了後、実施委員会が審査基準表【別添2】に基づき、企画提案内容を客観的かつ総合的に評価、採点し、最低基準点(当日の出席委員の総合計点の 6 割)を超え、最も合計得点の高い提案をした者を、本業務にかかる契約の優先交渉団体として選定する。なお、参加者が1社となった場合でも、最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。また、採点の結果、最高点を獲得した企画提案者が複数(同点)の場合は、実施委員会の審議により優先交渉団体を選定する。

<審査結果>

契約候補者の決定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する予定。

<評価に対する疑義申し立て>

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義を申し立てすることができる。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種分類が「一般サービス業－映画・ビデオ制作業、放送業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者で

ないこと。

6 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

7 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、その理由等について書面により疑義の申立てを行うことができる。

8 その他

- (1) 書類の作成・提出に係る費用は申込者が負担する。
- (2) 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。
- (3) 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画案の著作権は提案者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証する。
- (7) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

連絡先・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当:大谷

電話 011-211-2036 FAX011-218-5163

メールアドレス:kohokakari@city.sapporo.jp

地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務 企画競争審査表

公募申請者名

審査者

項目ごとに、点数（5点満点）記入してください。

点数は 0＝大変劣る、1＝劣る、2＝やや劣る、3＝普通、4＝良い、5＝大変良い

データ放送の画面イメージ・階層	採点	係数	点数	合計
札幌市からのお知らせへの入り口となるデータ放送の画面（第1階層）は、目の引くつくりとなっているか。		×1		/25
「札幌市からのお知らせ」を押して表示される画面（第2階層）以降の画面が見やすく、使いやすいデザイン・レイアウトとなっているか。		×2		
少ない操作で目的の情報にたどり着けるように情報の振り分けがなされているか。		×2		
業務実施体制・スケジュール				
データ放送に関する専門知識やノウハウを有し、実績が十分にあり、本業務に関わる人数や役割分担が的確で、確実に実施できる体制が構築されているか。		×1		/25
情報提供から配信までの流れが明確に示されており、必要最小限の作業量でスムーズな情報の更新を行うことができる体制が整えられているか。		×1		
配信中データの修正や削除のほか、注目情報を素早く更新できる体制が整えられているか。		×2		
開発スケジュールは明確で実現性があるか。		×1		
広報・利用促進				
データ放送を開始する前後に実施する、利用促進を図る市民への広報が充実しているか。		×3		/45
データ放送の開始後に利用者の増加や利用頻度、認知度を上げるための独自提案がされているか。また、それは効果的なものか。		×3		
利用者の声の収集・検証・改善策は効果的なものか。		×1		
利便性の向上に資する、独自の追加機能などはあるか。また、それは効果的なものか。		×2		
追加提案				
利用者に、市政に関するアンケートを行い、参加してもらう独自の追加機能は効果的なものか。		×1		/5